

# 財団法人 公益法人協会 第56回評議員会議事録

- 1 開催場所 「経団連会館」906号室
- 2 開催日時 平成20年3月14日(金)午後1時30分～3時30分
- 3 評議員現在数及び定足数

現在数 34名、定足数 23名

- 4 出席評議員数 32名 内訳 本人出席 21名  
委任状出席 11名

(本人出席) 青木昭明、和泉一巳、入山 映、大貫正男、岸本幸子、木原啓吉、  
國松秀樹、佐藤孝安、新原芳明、菅谷良昭、関口和夫、高橋陽子、  
長井弘道、中山 暁、成田千代治、野村 萬、伴 俊夫、本田真也、  
溝渕泰男、宮崎幸雄、山岡義典

(委任状) 伊藤道雄、角地徳久、樫尾幸雄、崔 宣雄、渋沢雅英、関 順一郎、  
田中 清、田中弥生、松原 明、恵 小百合、矢内 顯

(欠 席) 阿部栄一、堀川浩介

(監事出席) 溝口 健

(理事他出席) 太田理事長、宮川副理事長、鈴木常務理事、土肥事務局長、中山総務  
部長

(議案説明及び報告) 理事長、事務局長

- 5 議 案 第1号議案『議長選出』の件  
第2号議案『議事録署名人選出』の件  
第3号議案『理事選任』の件  
第4号議案『監事選任』の件  
第5号議案『平成20年度事業計画及び収支予算』の件  
第6号議案『事務局長退職慰労金』の件  
第7号議案『新制度に伴う協会改革主要点』の件  
第8号議案『新制度における最初の評議員選任等』の件

- 報告事項
- ①評議員及び顧問選任案の件(理事会の議案)
  - ②公益法人制度改革の状況の件
  - ③新制度に伴う内部規程改訂の件
  - ④NOPODAS(=仮称。新公益法人等データベースシステム)の件

## 6 会議の概要

### (1) 定足数の確認等

冒頭で理事長が、定足数の充足を確認した。

### (2) 議案の審議状況及び議決結果

#### ①第1号議案『議長選出』の件

理事長が寄附行為の規定に基づき、互選により本評議員会の議長を選任するよう

求めたところ、出席評議員全員一致で 宮崎幸雄 評議員を議長に選出した。

議長は本会議の成立を宣し、他議案の審議に入った。

#### ②第2号議案『議事録署名人選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、國松 秀樹、関口 和夫 の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

#### ③第3号議案『理事選任』の件

理事長から、同議案について説明があった。説明によると、本年3月31日で2年間の任期が満了する現理事14名のうち、1名から任期満了日(平成20年3月31日)をもって退任したい旨の申し出があり、他の理事13名からは評議員会で選任された際の再任について内諾を得た。新たな理事候補者は下記の2名である。また、今回選任された理事は、当協会が新制度により新法人に移行した際は新たな選任を行わず、現行寄附行為の規定に基づく任期満了の日まで引き続き理事に留まることとするため、本案は特別決議とすること、以上であった。

審議の結果、次のとおり理事の選任を出席評議員全員一致で可決した。なお、選任された者は皆就任を承諾した。

本議案についての意見は次のとおりであった。

(山岡評議員) 金沢氏、土肥氏とも理事として大変適任であり、今回の選任案には大賛成である。新しい体制を作る上で、大きな力になることと思う。

##### ・新任者 2名

金沢俊弘 (元(財)キリン福祉財団常務理事)

土肥寿員 ((財)公益法人協会事務局長)

##### ・再任者 13名

浦上節子、太田達男、片山正夫、加藤広樹、鈴木勝治、田中 皓、長瀧重信、福原義春、堀田 力、水野淳二郎、宮川守久、宮川康雄、山本 正

任期は新任者・再任者とも、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間。なお、任期満了による退任者1名は次のとおり(平成20年3月31日をもって退任)。

川村皓章

#### ④第4号議案『監事選任』の件

理事長から、同議案について説明があった。説明によると、本年3月31日で2年間の任期が満了する現監事3名全員より、評議員会で選任された際の再任について内諾を得た。また、監事についても第3号議案の理事選任と同様、当協会が新制度により新法人に移行した際も、現行寄附行為の規定に基づく任期満了の日まで引き続き監事に留まることとするため、本案は特別決議とすること、以上であった。

審議の結果、次のとおり監事の選任を出席評議員全員一致で可決した。なお、選任された者は皆就任を承諾した。

##### ・再任者 3名

中田ちず子、平川純子、溝口 健

任期は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間。

⑤第5号議案『平成20年度事業計画及び収支予算』の件

理事長から、平成19年度の事業執行状況並びに収支見込み及び平成20年度から3か年間の中期計画とともに、第5号議案についての内容説明及び諮問があった。

本議案に関する意見等は次のとおりであった。

(國松評議員) 意見ではないが、人件費を事業費と管理費に按分する根拠について質問する。人件費については、従事した時間実績を把握してきちんと算出すべきであると言う方がいる一方で、いわゆる多少ざっくりとした方法でよいのではないかとする意見もある。実際の公益認定の申請に当たって、どの程度要求されると考えるか。法人によって方法が異なるようだと、おかしなことになるが。

(太田理事長) 正直なところ、公益認定等委員会がどのように要求してくるか、現時点では分からない。ただし、毎日毎日の従事時間の積算を要求されるのでは法人は業務に支障をきたすので、ざっくりとした按分でよいのではないかと考える。当協会では、職員の申告に基づいた按分を行っているが、それ以上精度を高める必要があるかどうか疑問である。

(山岡評議員) 予算では、事務所の賃料などの按分はどうしているのか。

(太田理事長) 20年度予算において、人件費は按分しているが事務所の共通経費については按分していない。公益認定申請の際には、認定等委員会によりいくつか示されている、労働投入量とか建物面積による方法に抛り、適切な按分を行いたい。

(溝淵評議員) 新制度対応文書管理ソフト、計算ソフトとは、どういうイメージか。

(太田理事長) もともののイメージは、新制度での各種申請書類はもとより、役員の改選、定款変更、登記変更など、法人の業務に関するいろいろなフォーマットを用意して、法人のライフサイクルに沿った様式を、デジタルデータとしてCD又はDVDに収録するものを想定している。公益目的事業比率の算式等も含んでいる。これについては、認定等委員会も手引の作成を考えているようなので、摺り合わせをしたいと考えている。

(宮崎議長) 今の質疑応答に関連して、モデル定款の作成はどのような進捗状況なのか。

(鈴木常務理事) モデル定款については昨年2月及び10月に暫定版を出しているが、公益認定等委員会からのガイドラインその他フォーマットすべては決まっておらず、法律解釈の面でも検討を要すべき箇所がいくつもあることから、モデルと言うには完成の域には達していないという認識をもっており、コンプライアンス委員会等で鋭意検討中である。正式版の公表は、本年初夏から夏にかけてになるであろうか。また、モデル定款中にパイ・ローというべき諸規程に委任している部分があるが、こちらも検討が進んでおり、モデル定款とほぼ同じ

時期に公表を考えている。

(大貫評議員) 「市民公益委員会」の具体的な役割は、認定の事例研究とか相談の窓口になるのか。

(太田理事長) 公益認定に関しては、市民感覚からすれば本来、認定されるべきものが認定されなかったり、又は、認定されるべきでないものが認定される、そうしたことが想定される。そのような事例を市民公益委員会がウォッチし、必要があれば当局へもの申すとともに、他方では民の立場での相談を受けることを想定している。実施に当たっては、東京では当協会が運営し、また、大阪、名古屋ではNPO法人が主体となり、当協会が物心両面で支援する形を検討している。

(宮崎議長) 管理費の人件費、特に職員に係る給与、経費、そして員数は公益認定において非常に重要なファクターだと思う。新年度計画では2名ないし3名の増員が図られているが、支出予算では控えめな印象を受ける。職員数全体では15名とのこと、具体的にはどのようなか。

(太田理事長) 資料の組織図をご覧いただきたいが、新規採用は予算上は研修担当、調査研究担当1名ずつの計2名である。もしプラス1名が可能であれば、経理担当1名を考えている。

以上のような質疑応答を経て審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

#### ⑥第6号議案『事務局長退職慰労金』の件

審議に先立ち、本会議に同席した事務局長本人は一時退席の上、理事長から本議案について説明があった。説明によると、職員退職金規程上、特別功労金は理事長の決定により支給が可能ではあるが、敢えて評議員会、理事会の議決を得た方がよいと判断した。現事務局長が長年にわたり歴代理事長を支えたこと、特に自分が理事長に就任してからは、公益法人制度の抜本的改革に際してアドボカシー、調査研究プロジェクトなど相当量の業務に手腕を発揮した顕著な功績に報いたい。退職金規程に基づく金額は、一般企業の水準からすると1390万円と少ないので、功労金として200万円を加算したい、ということであった。

議長から金額の根拠に関する質疑があり、理事長の応答を経て審議の結果、原案どおりの金額を特別功労金として支給することを、出席評議員全員一致で可決した。

#### ⑦第7号議案『新制度に伴う協会改革主要点』の件

理事長から、まず、本議案に関しては平成16年6月に田中理事を委員長とする基本問題対策委員会を立ち上げ、同17年11月にその報告がなされたこと、同報告をめぐって同18年から19年にかけて評議員会、理事会、懇談会の機会あるごとに議論いただき、昨19年12月の合同懇談会においてほぼ意見が一致したと認識し、方向が定まったと判断されるので提案に至った経緯が説明された。

また、原案は現行寄附行為の規定に抵触することから、(法務省の意見も勘案して)本議案の議決を特別決議としたい旨、説明があった。

提案内容は、次のとおりであった。

(法人類型) 新制度施行後に志向する法人類型は、公益財団法人とすること。

(移行申請) 施行後可及的速やかに公益認定申請を行うこと。

(名称) 現行どおり「公益法人協会」(英文名称 The Japan Association of Charitable Organizations、JACO)とし、必要に応じて「民間公益活動推進センター」の呼称を併記すること。

(目的規定) 新定款における目的規定は「公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的とする」とすること。

(事業) 「基盤整備・支援」「調査研究」「提言」の3事業を中心に実施すること。

(会員制度) 当面、現行会員制度を維持し、会員種別及び会費については、新制度施行後の状況を見極めた上で検討すること。

(機関設計)

- ・評議員会の定数は、20名以上30名以内とすること。
- ・評議員の選任手続は、評議員会議長を議長とする役員等候補選出委員会が定員以上の候補者名簿を評議員会に提出し、評議員会の議決により選任すること。
- ・評議員の任期は4年とすること。
- ・評議員会の決議事項は法定決議事項、事業報告、事業計画・予算とすること。
- ・定時評議員会は6月、3月の年度2回とすること。
- ・評議員会議長の職務は、定款に規定すること。
- ・理事の定数は、10名以上15名以内とすること。
- ・理事の選任手続は、評議員選任手続と同様に行うこと。
- ・理事の任期は2年とすること。
- ・役付理事を次のとおりとすること。理事長：必置。代表理事とする。副理事長：置くことができる。置いた場合は代表理事又は執行理事とする。専務理事・常務理事：いずれか1名は必置、1名以上を執行理事とする。うち1名を代表理事とすることができる。
- ・監事の定数は、2名以上3名以内とすること。
- ・監事の選任手続は、評議員選任手続と同様とすること。
- ・監事の任期は4年とすること。
- ・監事の会議出席は理事会、評議員会とすること。
- ・監事会を5～6月及び2～3月の年度2回開催すること。
- ・会計監査人は置かないこと。

(常設委員会) 次の委員会を定款上で常設委員会として位置付けること。①公益法人法制委員会、②公益法人税制委員会、③公益法人コンプライアンス委員会、④公益法人会計委員会、⑤役員等(理事、監事、評議員会)候補選出委員会。

(事務局体制) 第5号議案で説明したとおり、事業第一部、同第二部、調査部及

び総務部の四部体制とすること。

(内部統制) 次の諸事項を通じて内部統制を行うこと。①内部統制に関する基本方針、規範を確立する、②監事監査規程、コンプライアンス規程、リスク管理規程及びIT情報管理規程を整備する、③内部通報制度を設ける。

本議案に関する意見等は次のとおりであった。

(入山評議員) 常設委員会のうち「役員等候補選出委員会」の人選はいつ、どこで設置されるのか。また、評議員会議長がこの委員会の委員長を兼任することをマストとし、本構想のフレームワークとして念頭に置いていることには何か意味があるのか。委員会のメンバーは想定しているか。評議員会の議長が評議員を選ぶことになり、そのことにはガードが必要なのではないか。

(太田理事長) 常設委員会は定款に規定するので、委員会は移行登記が完了し、新しい定款が効力を発する後となる。また、評議員会議長が役員等候補選出委員会委員長という図式は今までの議論の中で発生したものであり、その他のメンバーは現時点では想定していない。兼任は、全く外部の方に選任していただくより、新制度で最高の決議機関である評議員会で決めていただくことが適切と考えているからである。メンバーは現時点では想定していないが、評議員ではない第三者が適切という判断があれば、それに変わってもかまわない。

(入山評議員) 評議員の選任方法については、財団関係者最大の関心事であり、公益法人協会がどうするか見守っているだろうから、それに対して理論武装する必要はあるだろう。お手盛りといわれるリスクは回避しなければならない。

(太田理事長) 新法では、理事が評議員を選ぶことはできないが、それ以外ではいろいろな選任方法がある。セミナー等では、4通りほどの評議員方法を説明している。それは、①評議員会が選任する、②別に選出委員会を設置し、そこが選任する、③出捐者(財団法人の場合の寄付者)が決める、④充て職とする、この4つである。④は、現行制度とは異なり、新制度では例えば財団の評議員を同一企業の間人が占めてもかまわないので、専務取締役が自動的にその財団の評議員に就任しても問題はないが、反面、あまり民主的とはいえないので、評議員会が決める、又は選出委員会が決める方法がもっとも民主的ではなからうか、とセミナー等では説明している。今回の議案はいわばその中間であり、全くの第三者が決めるのではなく、評議員会議長を中心とするメンバーで選任すれば、独立性・中立性が生きてくるのではないか、そうした観点に拠るものである。

(山岡評議員) グランド・デザインがだいぶ見えてきたが、一つ聞きたいのは基本財産のこと。現在の基本財産をそのまま移すのか、また、定款に書くのか。

(太田理事長) 現在の基本財産をどうするのだが、「公益目的不可欠基本財産」はなく、また、いわゆる一般法上の基本財産として指定するものがあるか否かについては決めていない。

(山岡評議員) 公法協の事業が、23の公益目的事業のどれに該当するか、定款に

書く必要はあるのか。また、NPO法のような「支援センター」の項目が含まれていない。23ある公益目的事業のどれかには公法協は該当すると思うが、このことをどう考えるか。

(太田理事長) まず、定款に記載する必要はなく、認定申請の際に書けばよい。支援センターに関するご指摘はそのとおりであり、該当する項目は、今のところ明確には見えていない。もう少し様子を見て、認定等委員会に確かめることとしたい。

(山岡評議員) 議決事項について、評議員会、理事会の両方で議決するとしている。今のねじれ国会ではないが、両者の意見が食い違うときはどう対処するのか。両方で議決する必要があるのか。

(太田理事長) これははっきりしており、法定事項及び定款で法人が独自に定める事項について、評議員会が唯一の議決機関である。理事会が独自で決定するのは、執行事項と評議員会に提出する議案の決定となる。

(溝渕評議員) 外部理事の損害賠償責任免除は、何に規定するのか。基本的に報酬がないので、実態的に責任は生じないと思うが。

(太田理事長) 定款に定める予定である。また、内部理事の損害賠償責任最低限度額についても同様である。

以上のような質疑応答を経て審議の結果、新定款案を6月又はその後の理事会、評議員会に上程することを、出席評議員全員一致で可決した。

#### ⑧第8号議案『新制度における最初の評議員選任方法等』の件

理事長から、本議案に関しては昨年までに行った理事会、評議員会、役員懇談会の議論結果に基づき、次のとおりとし、また、評議員の任期及び選任方法は、現行寄附行為の規定に抵触することから、(法務省の意見も勘案して)本議案の議決を特別決議とする旨、説明があった。

- ・この評議員会後に開催する理事会において選任する評議員の任期は、当協会の公益認定取得後に行う移行登記の時点をもって終了すること。寄附行為(現定款)では評議員の任期は2年間と規定されている。
- ・最初の評議員は、評議員会において選任すること。寄附行為では評議員は理事会が選任することと規定されている。
- ・平成20年6月に、主務官庁の認可及び新制度後の移行登記を停止条件として、最初の評議員を選任すること。

本議案に関する意見等は次のとおりであった。

(入山評議員) 現定款に違反する云々というのは、要するに現在の評議員会と新法の評議員会を、実質どのように考えているのか。

(太田理事長) 実質的にも法律的にも、違うものと考えている。

(入山評議員) ということは、旧法人が消滅するわけであるから、消滅時点で任期が定款に違反しようが、手続的に瑕疵があろうが、旧法人は消滅するから旧定款に抵触しない、という解釈にはならないか。

(太田理事長) 実は当初はそうのように考えていたが、登記等のことを考えると、100%問題がないと言える確信がない。したがって、安全策をとろうとするものである。

審議の結果、本議案を原案どおり承認することを、出席評議員全員一致で可決した。

### (3) 報告事項等

次のとおり報告があった。

#### ①評議員及び顧問選任案の件(理事会の議案)

当日、本評議員会の後に開催を予定している理事会における、評議員並びに顧問の改選案について理事長から報告があった。改選案によると、評議員は再任29名、退任5名、新任1名である。また、顧問は6名とも再任され、新任は1名の予定である。4月以降の員数は評議員30名、顧問7名となる。

#### ②公益法人制度改革の状況の件

3月1日に内閣府公益認定等委員会が発表したパブリックコメント及び当協会の対応について、事務局長から報告があった。報告によると、パブリックコメントを大別すれば公益認定等に関する運用指針(ガイドライン)案、公益認定等に係る内閣府令の改正案、公益法人会計基準案等の3つであり、公法協は制度改革に関する4つの専門委員会を3月中にそれぞれ開催し、とりまとめた意見を提出する予定である。

#### ③新制度に伴う内部規程改訂の件

標題について、事務局長より報告があった。報告によると、新定款に付随した内部諸規程の抜本的な整備が必要であり、配布資料のような諸規程について改訂又は新たな制定を行うものである。早期に案文を固め、理事会、評議員会に提案する予定である。

#### ④NOPODAS(=仮称。新公益法人等データベースシステム)の件

標題について、理事長より報告があった。開発構想中のデータベースは、法人の基本情報、サブシステムとして任意情報(有料)、セクター全体の情報、公法協自身の情報の4つからなるポータルサイトであり、ぜひ実現したい。データの収集先は、公益認定法人については認定等委員会の公開情報からと考えている。また、必要経費は、初年度1300万円程度とみており、協会単独では負担が大きいため特別会計とする必要があると考えている。資金調達として、寄付か助成の依頼が必要となるので、当初予算には組み入れていない。


また、報告事項終了後、任期満了により退任する評議員、理事に対して、理事長からお礼の言葉があった。

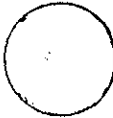
以上をもって議案の審議等を終了したので、午後3時30分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は署名押印する。

平成20年3月14日

議長 宍崎 幸雄 

議事録署名人 関口 和夫 

議事録署名人 國松 秀樹 

# 財団法人 公益法人協会 第97回理事会議事録

- 1 開催場所 (財)公益法人協会会議室
- 2 開催日時 平成20年12月1日(月) 10時～10時20分
- 3 理事現在数及び定足数  
現在数 15名、定足数 10名
- 4 出席理事数 15名 内訳 本人出席 6名  
委任状出席 9名  
(本人出席) 太田達男、金沢俊弘、鈴木勝治、土肥寿員、長瀧重信、宮川守久  
(委任状) 浦上節子、加藤広樹、片山正夫、田中 皓、福原義春、堀田 力、  
水野淳二郎、宮川康雄、山本 正
- 5 議 案 第1号議案『議事録署名人選出』の件  
第2号議案『最初の代表理事及び執行理事の選任』の件  
報告事項 ①最初の評議員候補者について  
②総務省省令及び訓令(事務処理要綱)について  
③当協会の公益認定申請について
- 6 会議の概要
  - (1) 定足数の確認  
寄附行為の規定に基づき、太田理事長が議長となり、定足数を満たしたことを確認した上、本会議の成立を宣した。
  - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
    - ①第1号議案『議事録署名人選出』の件  
議長が、本理事会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、金沢 俊弘、土肥 寿員 の両理事を出席理事全員一致で選出した。
    - ②第2号議案『最初の代表理事及び執行理事の選任』の件  
理事長から、11月17日に開催した評議員会及び理事会において、停止条件付きで議決した新定款の規定に基づき、代表理事2名及び執行理事2名を選定したい旨説明があった。審議の結果、次のとおりその選任を、出席理事全員一致で可決した。  
(代表理事) 太田達男、金沢俊弘  
(執行理事) 鈴木勝治、土肥寿員  
任期は停止条件により、公益認定による移行登記の日を開始し、理事としての任期終了の日を終了する。
  - (3) 報告事項  
次のとおり報告があった。
    - ①「最初の評議員候補者について」  
理事長から、11月17日に開催した評議員会及び理事会で報告した、最初の評議員候補者について変更があった旨報告があり、一同了承した。報告によると、

1名の変更及び1名から辞退があり、候補者は28名となった。

②「総務省省令及び訓令(事務処理要綱)について」

理事長から、総務省による「総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する省令及び総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する事務処理要綱」が本日午後、公表される予定であることが報告された。

③「当協会の公益認定申請について」

理事長から、当協会の公益認定について本日0時過ぎに電子申請を完了したこと、また、今後は認定までの状況を逐一、専用ブログサイトに掲載し、認定のためのノウハウをなるべく広く公開していく予定であることが報告され、一同了承した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、10時20分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は署名押印する。

平成20年12月1日

議長 太田 達 男 ( )  
議事録署名人 金 沢 俊 弘 ( )  
議事録署名人 土 肥 寿 貞 ( )